

かながわ子どもみらいプラン（第2期）

（骨子案）

はじめに

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

I 本県の子ども・子育てを取り巻く現状

- 1 少子化の現状
- 2 子ども・子育てをめぐる現状
- 3 仕事と子育ての両立の状況
- 4 子育てをめぐる県民の意識

II 計画の基本理念等

- 1 基本理念
- 2 目指す姿
- 3 基本的視点
- 4 施策体系

III 「3つの力」を充実・強化する取組み

- 1 「子どもが生きる力」を伸ばすために
- 2 「保護者が育てる力」を発揮するために
- 3 「社会全体が支える力」を大きくするために

IV 計画の目標値等

- 1 各施策の数値目標
- 2 幼児期の教育・保育の需給計画
- 3 幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み人数
- 4 放課後児童健全育成事業の需給計画

V 計画の点検・評価及び推進体制

- 1 計画の達成状況の点検・評価
- 2 計画の推進体制

はじめに

1 計画改定の趣旨

本県では、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の位置づけを併せ持つ計画として、「かながわ子どもみらいプラン」を平成27年3月に策定し、子ども・子育て支援の取組みを進めてきました。

しかし、女性の就業率の上昇により、保育所や放課後児童クラブへのニーズが増加する中、待機児童の解消には至っておらず、また、核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育ての悩みや不安を相談できる相手が身近にいないことなどが課題となっています。さらに、児童虐待相談対応件数の増加、子どもの貧困、いじめ・不登校の増加など、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、障がいの有無や国籍などにかかわらず、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現が一層求められています。

そこで、現行計画は令和元年度で終了しますが、引き続き、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進していくため、計画を改定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 位置づけ

- 子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画の位置づけを併せ持つ計画です。
- 県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する個別計画です。

(子ども・子育て支援法第62条第1項)

都道府県は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

(次世代育成支援対策推進法第9条)

都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

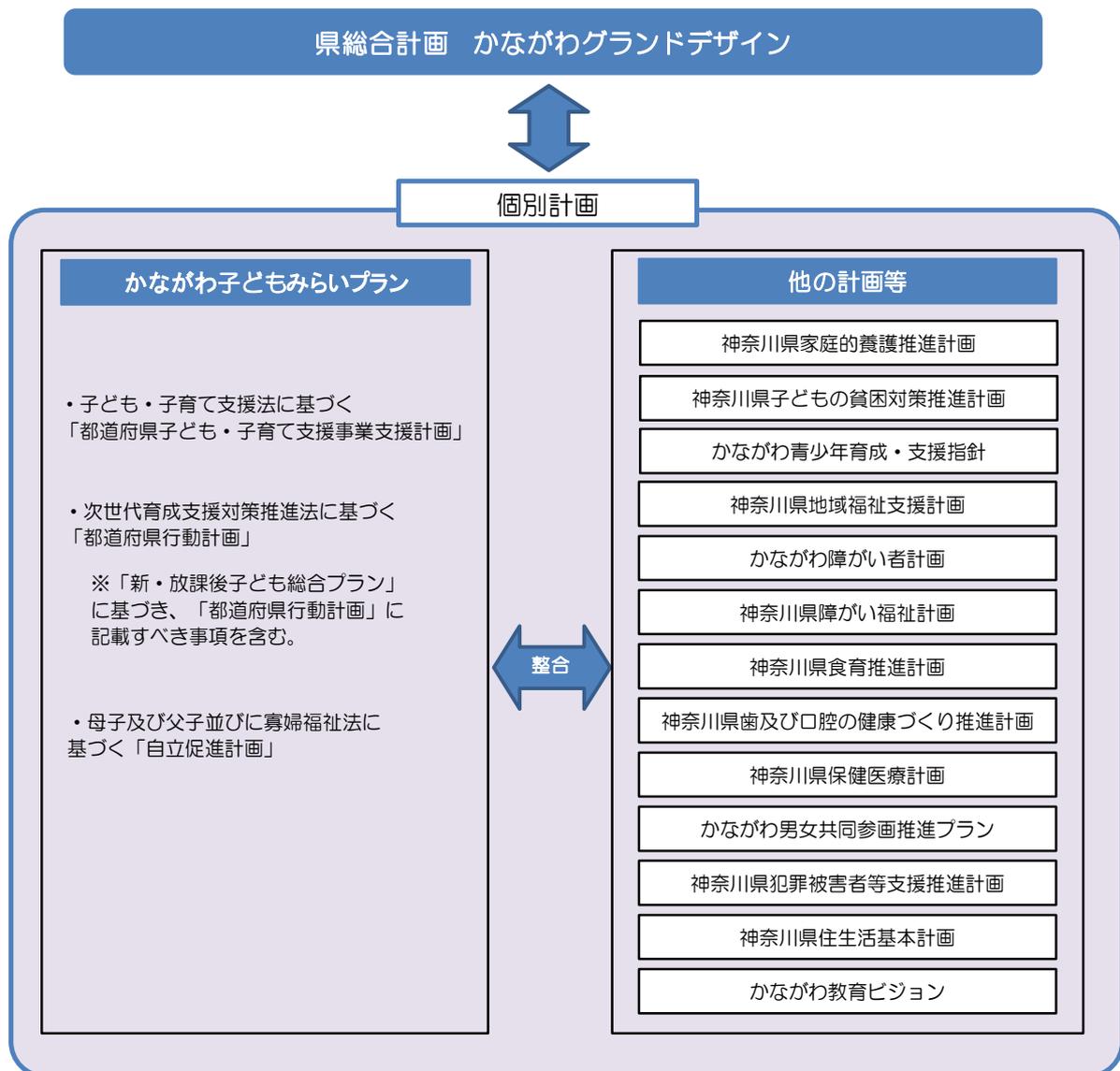
(2) 関連計画との整合

子ども・子育てに関連する以下の計画とも整合を図り、取組みを進めていきます。

【関連計画】

県家庭的養護推進計画、県ひとり親家庭等自立促進計画（本計画と一体的に策定）、
県子どもの貧困対策推進計画、かながわ青少年育成・支援指針、
県地域福祉支援計画、かながわ障がい者計画、県障がい福祉計画、県食育推進計画、
県歯及び口腔の健康づくり推進計画、県保健医療計画、
かながわ男女共同参画推進プラン、県犯罪被害者等支援推進計画、
県住生活基本計画、かながわ教育ビジョン

<参考：「かながわ子どもみらいプラン」の位置づけ>



(3) SDGs（※）との関係

県の政策の基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現は、「いのち」を起点として「持続可能な神奈川」を実現することであり、SDGsの理念と方向性を同じくしています。

本プランにおける基本理念（「すべての子どもに笑いがあふれ、幸福で健やかに成長できる社会の実現をめざします」）も、SDGsの理念や目標の一部を共有するものであり、プランの基本理念実現のための「3つの力」の充実・強化に引き続き取り組むことにより、持続可能な神奈川の実現を図り、SDGsの目標達成にも役割を果たしていきます。

※ SDGs（エスディーゼーズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

平成27年9月の国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」。先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限として、貧困、健康と福祉、教育など17のゴール（目標）を設定。

<参考：SDGs [世界を変えるための17の目標] >



3 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

4 計画の対象

すべての子どもと子育て家庭、そして、これらを取り巻く県民、事業者、行政等を対象とします。（施策の内容により、対象が異なります。）

I 本県の子ども・子育てを取り巻く現状

ここでは、計画改定の背景となる本県の子ども・子育てを取り巻く現状や子育てをめぐる県民の意識などを記載します。

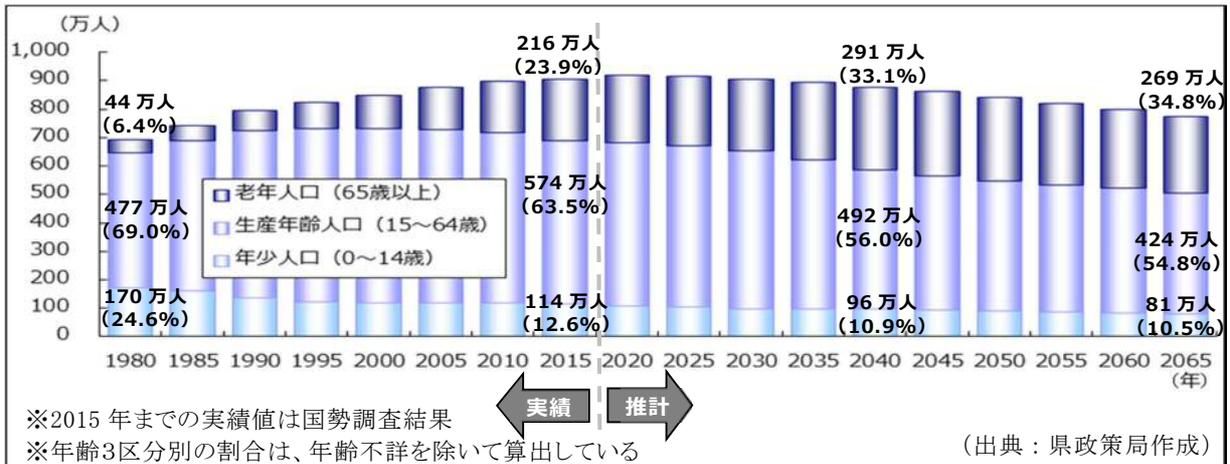
1 少子化の現状

(1) 年少人口の減少

本県の0～14歳の年少人口は、減少傾向が続いており、1980年の約170万人に対し、2015年は約114万人となっています。

また、将来人口推計では、2040年には約96万人に、2065年には約81万人に減少すると見込まれています。

■図表1：県の年齢3区分別の人口推計（中位推計）

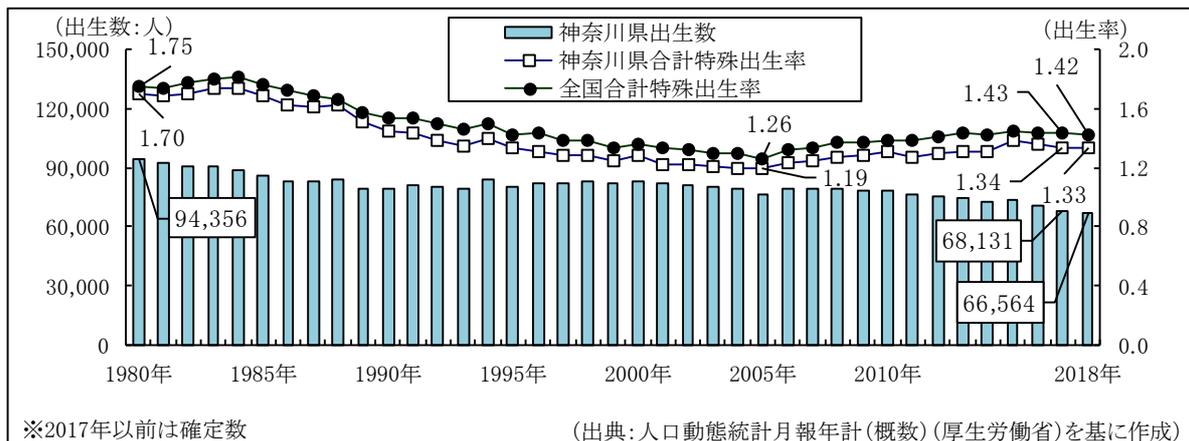


(2) 出生数及び合計特殊出生率の推移

本県の出生数は、1980年の約9.4万人に対し、2017年では約6.8万人と減少傾向が続いています。

また、合計特殊出生率は、2005年に過去最低の1.19を記録した後は上昇に転じていますが、2018年は1.33と、依然として人口が長期で安定的に維持される人口置換水準(2.07)を大幅に下回っています。

■図表2：出生数、合計特殊出生率の推移（全国、神奈川県）

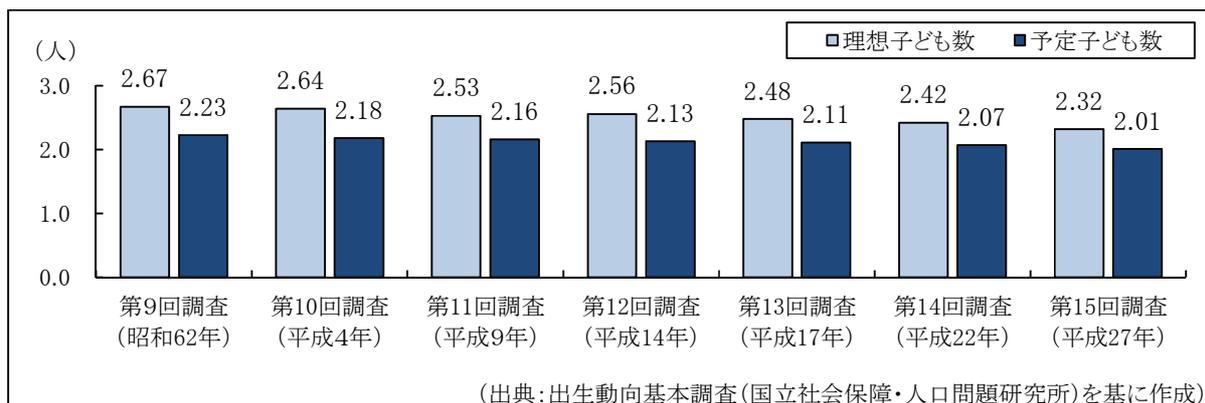


(3) 理想子ども数と予定子ども数

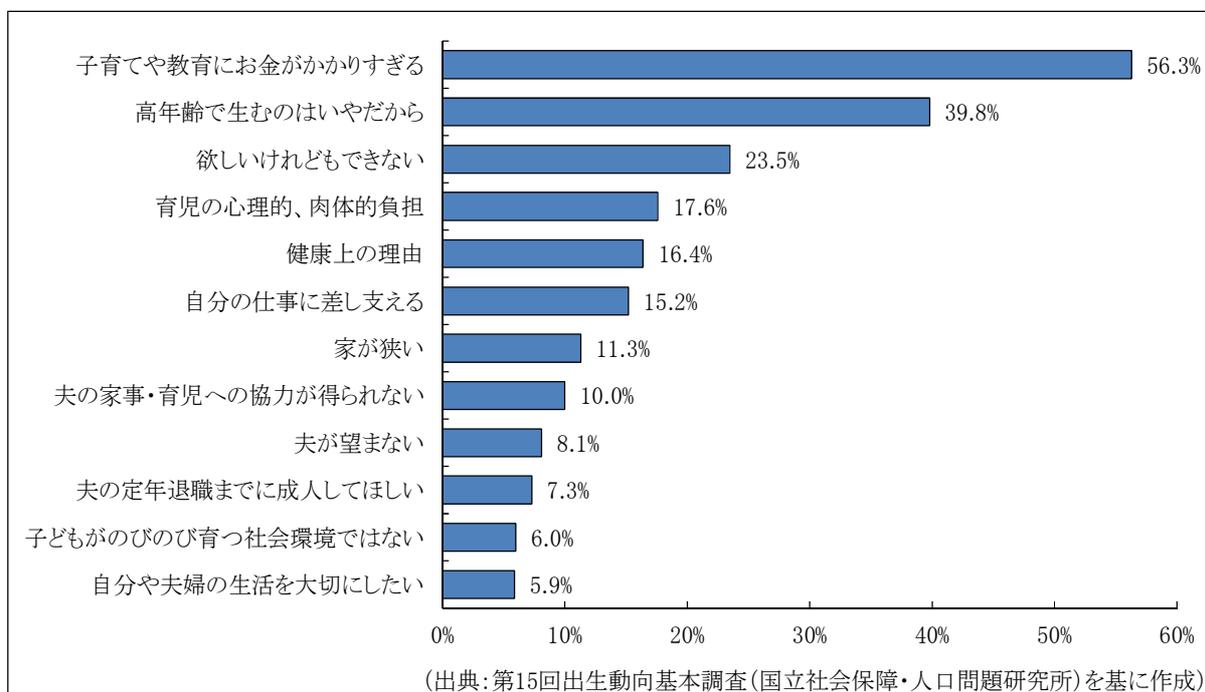
結婚と出産に関する全国調査によると、夫婦にとって理想的な子どもの数は、低下傾向にあり、平成27年は2.32人で過去最低を更新しています。また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数も、過去最低である2.01人となっています。

予定子ども数が理想子ども数を下回る理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最も多く、次いで「高年齢で生むのはいやだから」、「欲しいけれどもできない」となっています。

■ 図表3：平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移（全国）



■ 図表4：予定子ども数が理想子ども数を下回る理由（全国）



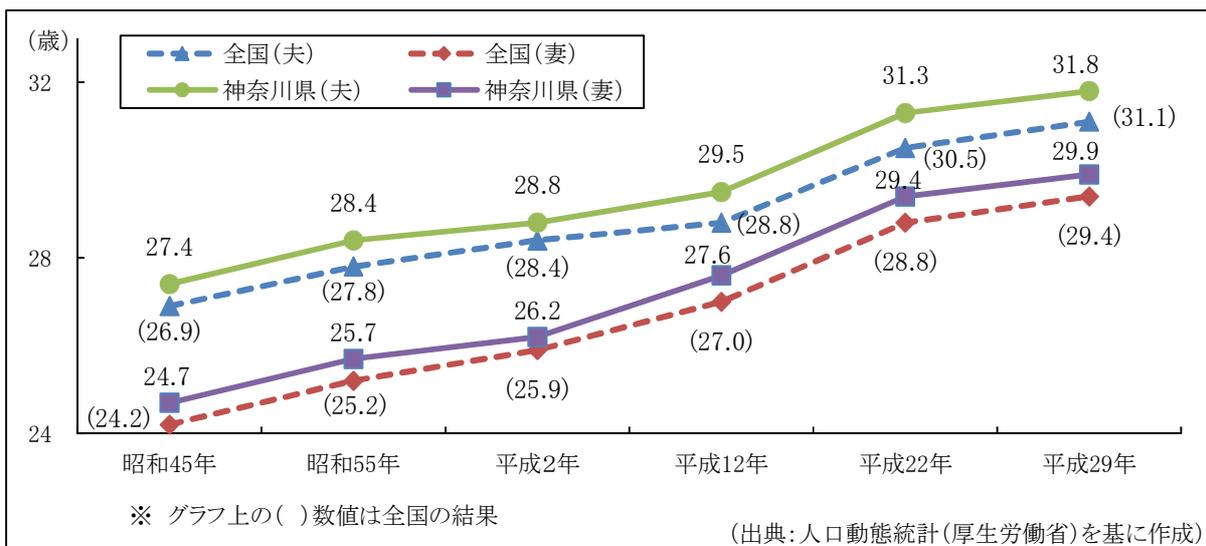
(4) 晩婚化・未婚化の進行

本県の平均初婚年齢は、全国と同様に夫、妻とも上昇傾向にあり、晩婚化が進行しています。

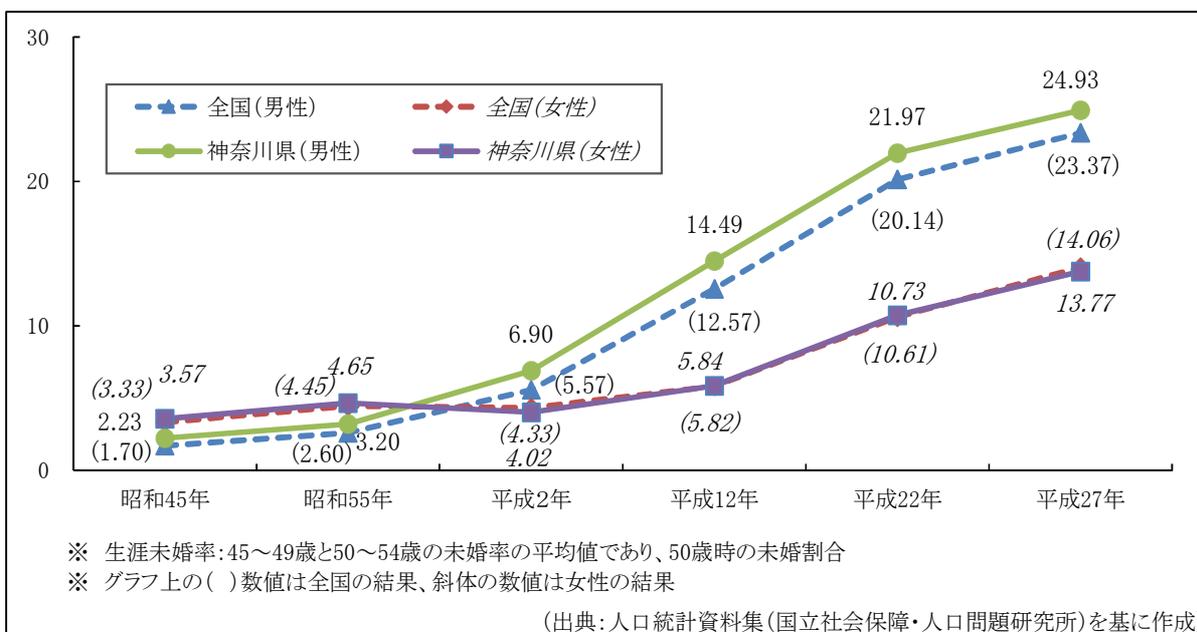
また、生涯未婚率（50歳時の未婚割合）も同様に増加しており、昭和45年から平成27年の45年間で、男性は約11倍に、女性は約4倍に増えています。

こうした晩婚化・未婚化の背景には、結婚に対する男女の意識の変化や不本意に非正規で働く若者が他の年代に比べて多いことなどが関連しているとみられます。

■ 図表5：平均初婚年齢の推移（全国、神奈川県）



■ 図表6：生涯未婚率の推移（全国、神奈川県）

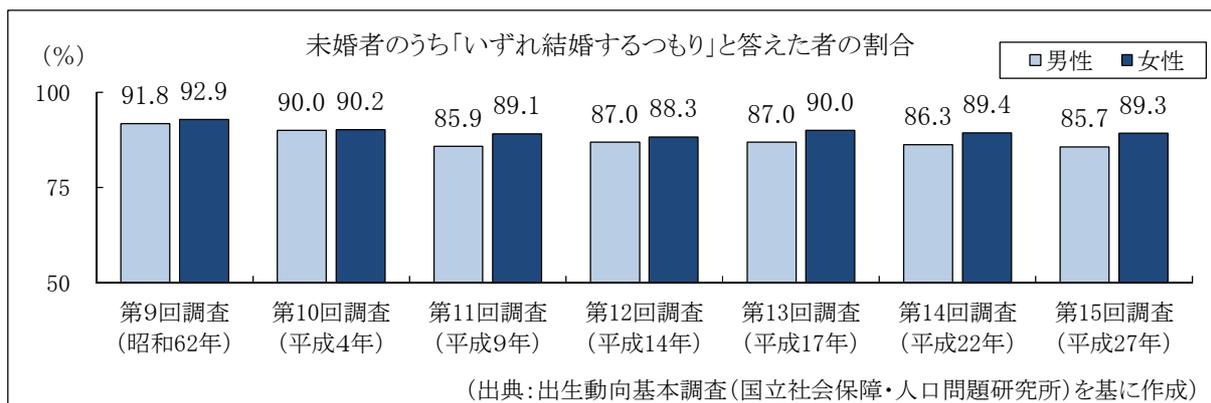


(5) 結婚に対する意識

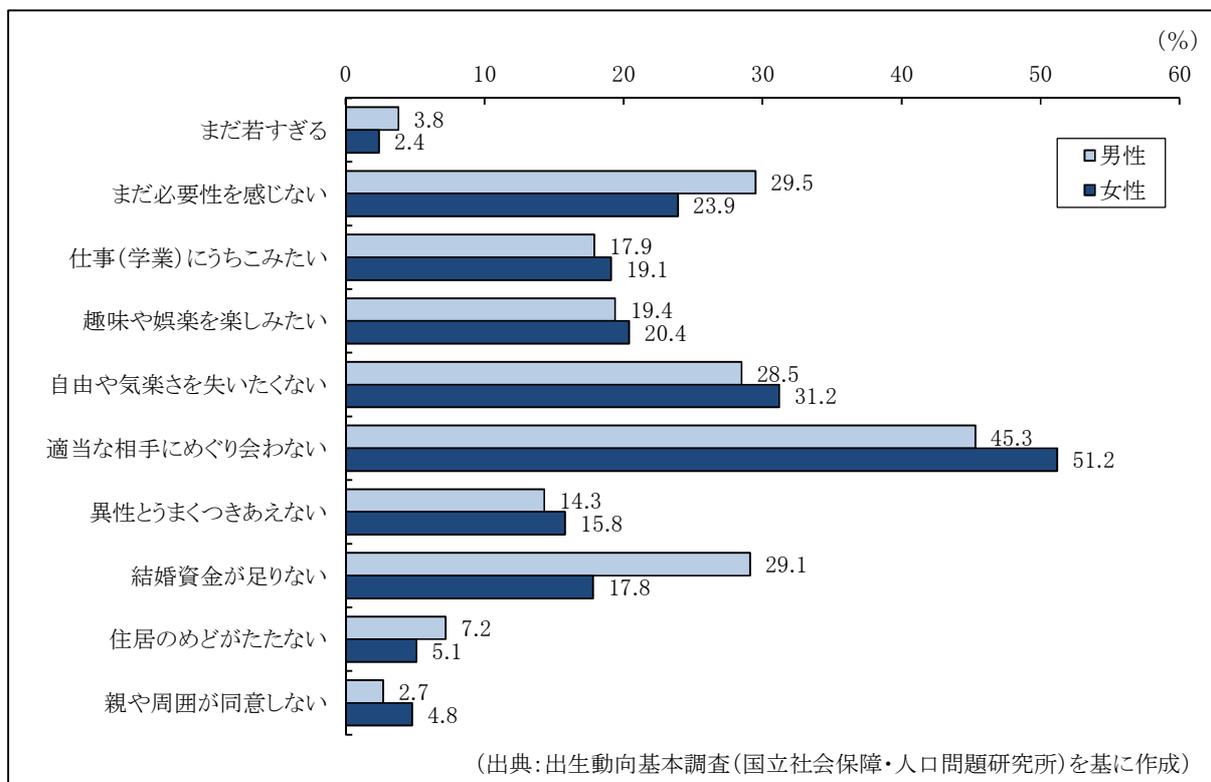
未婚者（18歳～34歳）に結婚の意思を尋ねた全国調査の結果をみると、「いずれ結婚するつもり」と答えた未婚者の割合は、男女ともに概ね9割前後で推移していますが、若干低下しています。

また、同調査で未婚者に尋ねた「独身でいる理由」については、男女ともに「適当な相手にめぐり会わない」が最も多く、次に多いのが、男性では「まだ必要性を感じない」、女性では「自由さや気楽さを失いたくない」となっています。

■ 図表7：未婚者の生涯の結婚意思（全国）



■ 図表8：独身でいる理由（全国）



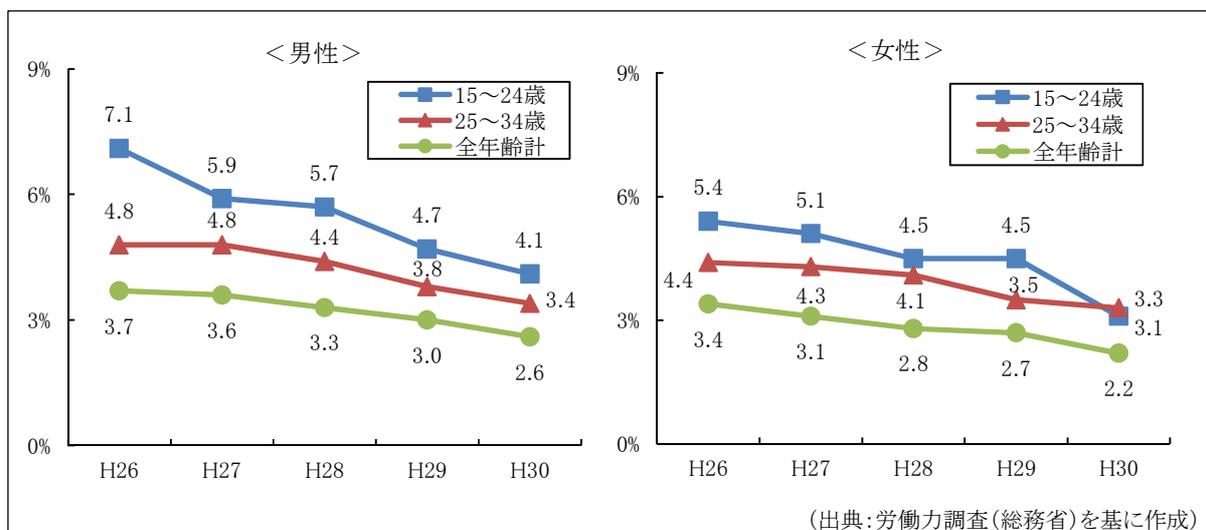
(6) 若年者の就労状況

全国の若年者（15～34 歳）の完全失業率は、男女ともに全年齢の合計より高い水準になっているものの、近年低下しており、平成 30 年では、25～34 歳の男性が 3.4%、女性が 3.3%となっています。

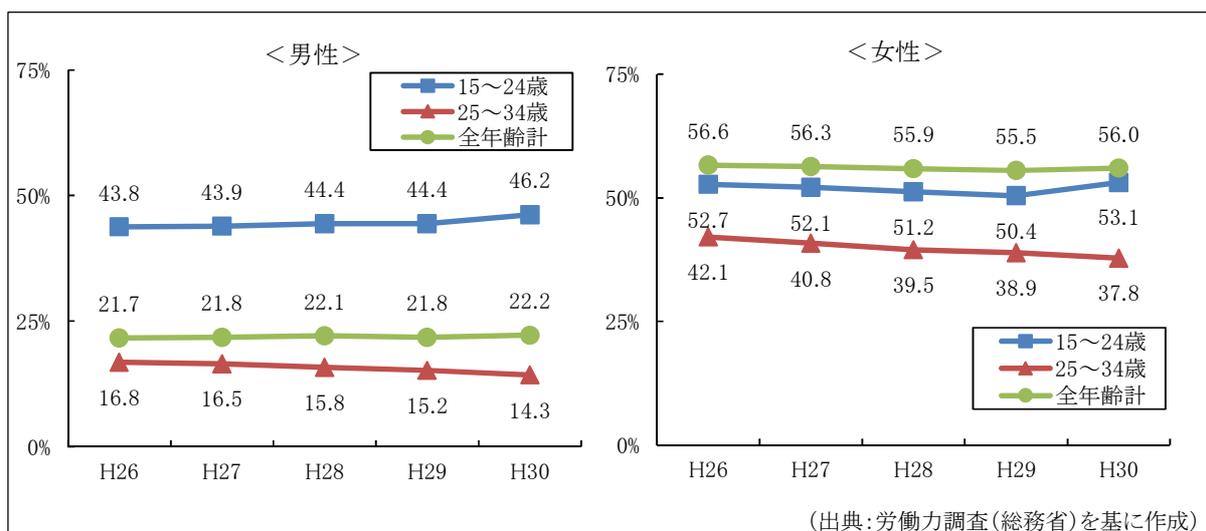
また、非正規雇用割合は、若年者のうち、25～34 歳では近年低下しており、平成 30 年では、男性が 14.3%、女性が 37.8%となっています。

さらに、雇用者の平成 29 年の所得分布を平成 9 年と比べると、20 歳代では 250 万円未満の割合が増加し、30 歳代では 400 万円未満の割合が増加しています。

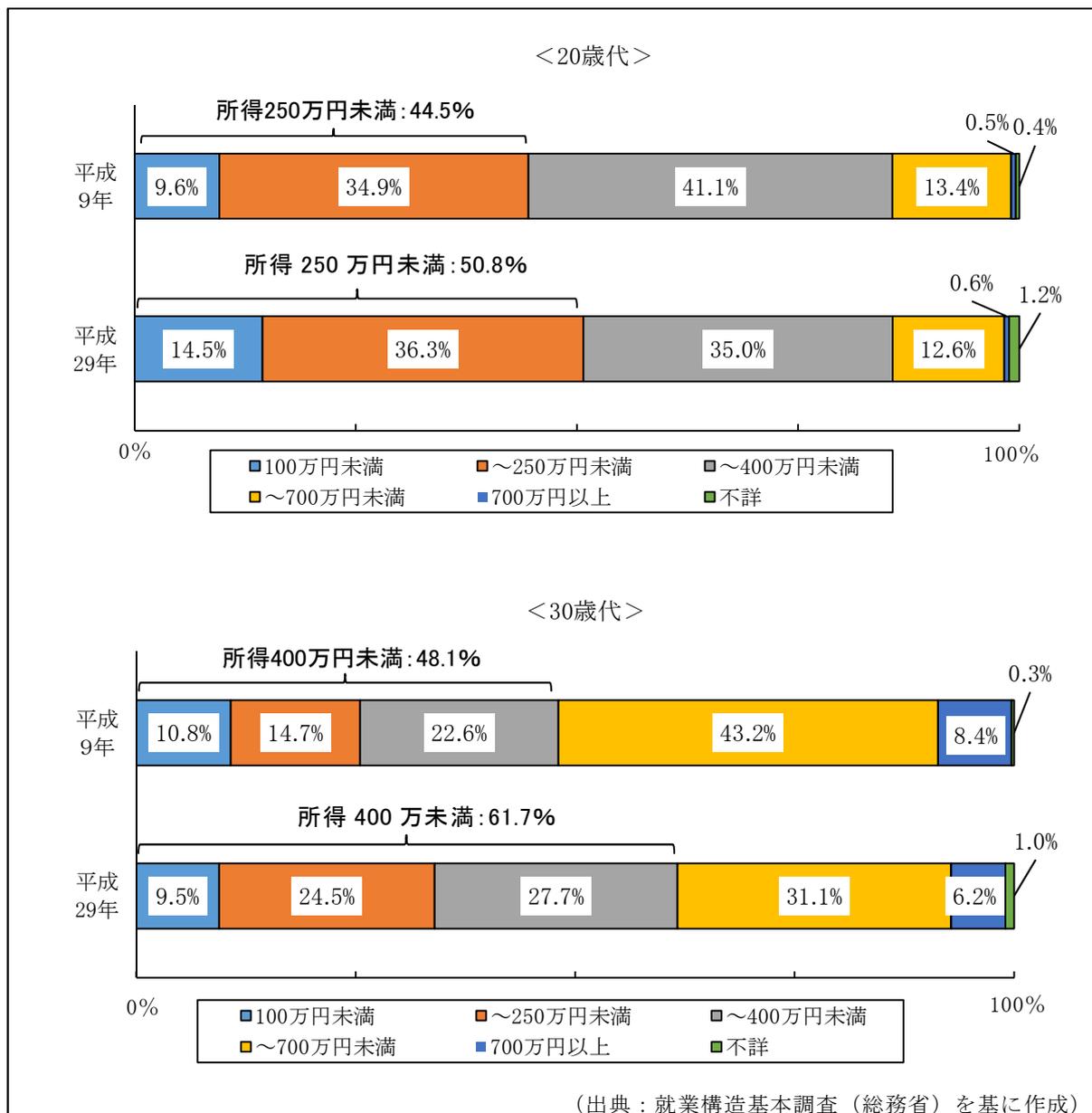
■ 図表 9：若年者の完全失業率の推移（全国）



■ 図表 10：若年者の非正規雇用割合の推移（全国）



■ 図表11：20歳代・30歳代の所得分布（全国）



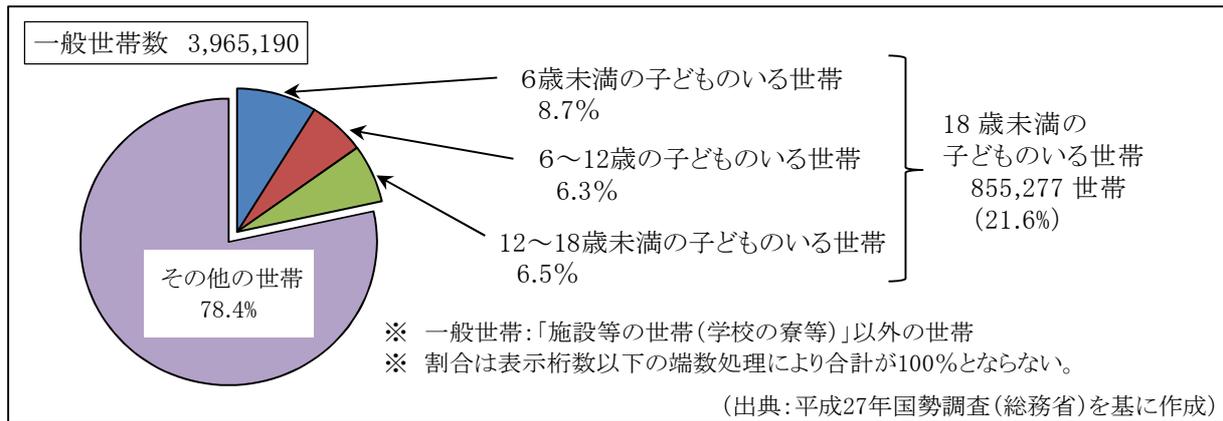
2 子ども・子育てをめぐる現状

(1) 家族のかたちの変化

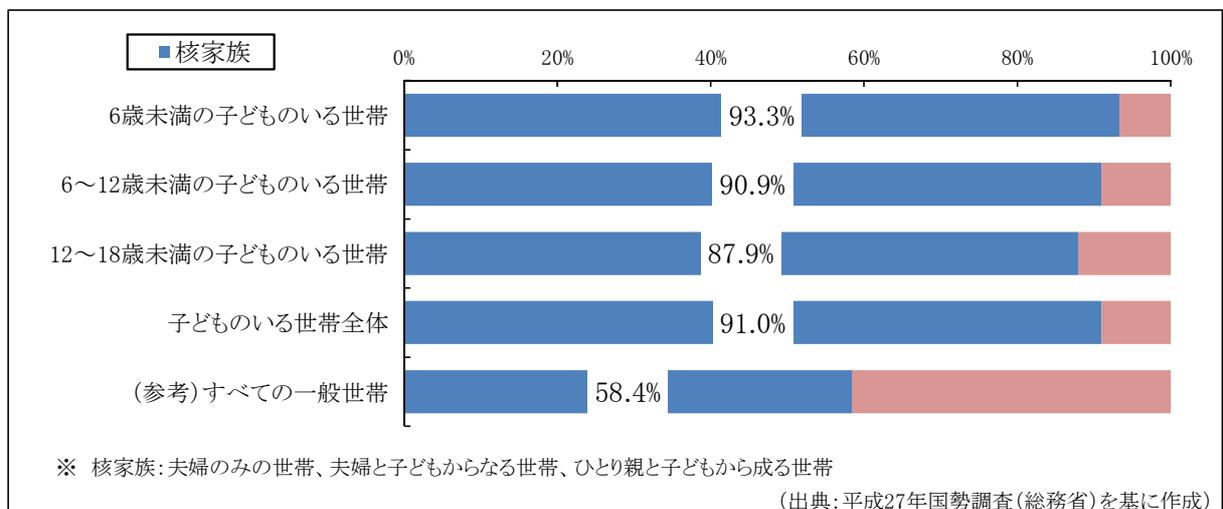
本県の世帯構成をみると、18歳未満の子どものいる世帯は、平成27年では全体の4分の1以下となっており、子どものいる世帯の約9割が核家族となっています。

また、子どものいる世帯のうち、夫婦共働き世帯の割合は、平成24年の47.1%に対し、平成29年では55.6%と増加しています。

■ 図表 12：子どもがいる世帯の割合（神奈川県）



■ 図表 13：核家族の割合（神奈川県）



■ 図表 14：夫婦共働き世帯数及び割合（全国、神奈川県）

(単位：世帯数、%)

	平成24年			平成29年		
	子どものいる世帯総数	うち夫婦共働き世帯	割合	子どものいる世帯総数	うち夫婦共働き世帯	割合
神奈川県	1,248,500	588,300	47.1	1,177,700	654,600	55.6
全国	16,386,900	8,807,700	53.7	15,312,000	9,084,300	59.3

※ 子どものいる世帯総数：「夫婦と子どもから成る世帯」、「夫婦、子どもと親から成る世帯」の合計数

※ 夫婦共働き世帯数：子どものいる世帯総数のうち、夫婦共に有業の世帯数

(出典：就業構造基本調査(総務省)を基に作成)

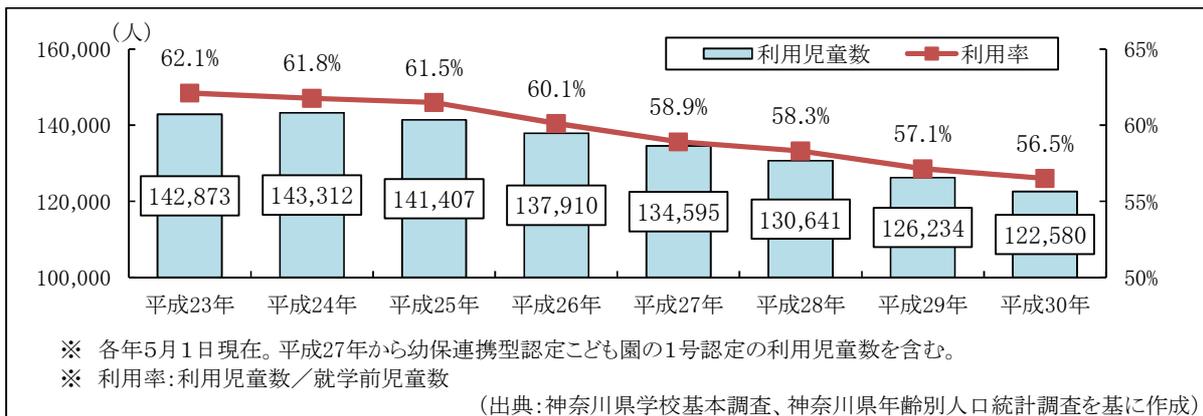
(2) 県内の教育・保育サービス等の利用状況

県内の幼稚園等の利用児童数は減少傾向にあり、平成30年では122,580人で、就学前児童数に占める割合は56.5%と低下しています。

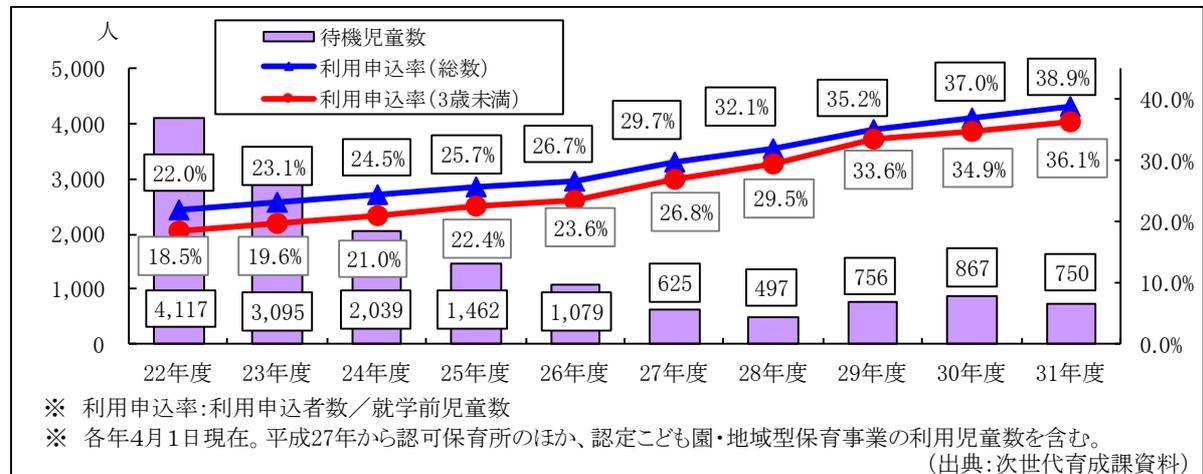
一方、保育所等の利用については、平成31年には利用申込率（就学前児童数に対する利用申込者数の割合）が現在の集計方法となった平成14年以来最高となり、保育所等利用待機児童数は750人と3年振りに減少しました。

また、放課後児童クラブの登録児童数についても年々増加しており、利用できなかった児童も発生しています。

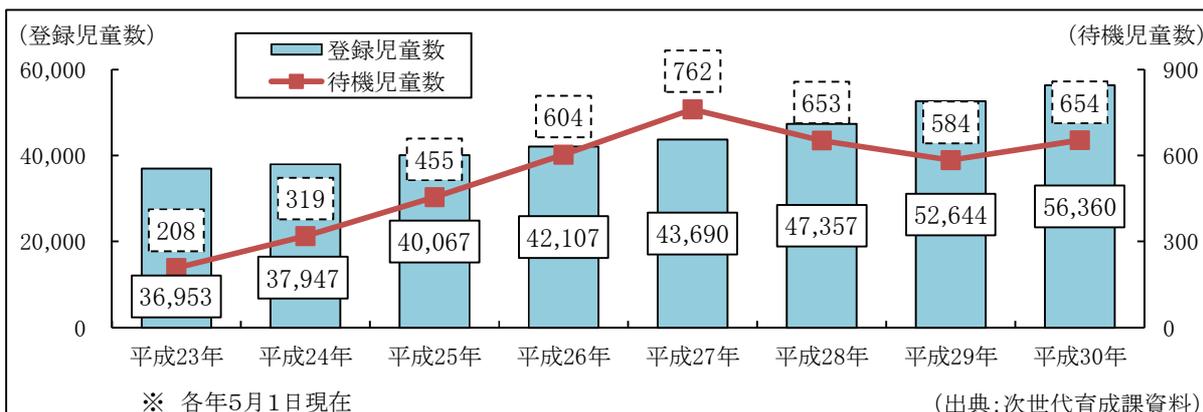
■ 図表15：幼稚園等利用児童数等の推移（神奈川県）



■ 図表16：保育所等利用待機児童数等の推移（神奈川県）



■ 図表17：放課後児童クラブ登録児童数等の推移（神奈川県）

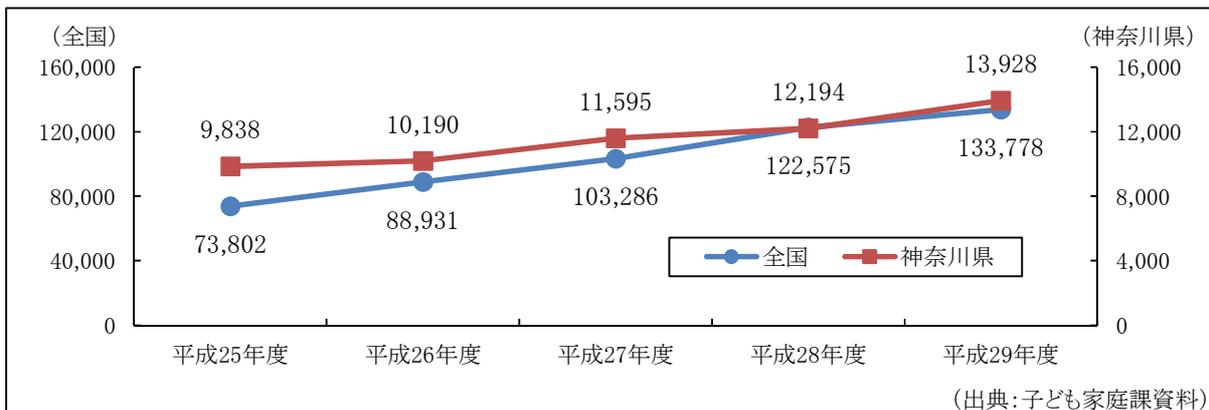


(3) 支援を必要とする子どもの状況

ア 児童虐待

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、平成 29 年度は過去最多の 13,928 件となっています。また、相談内容では、心理的虐待が最も多い割合を占めており、次いで、身体的虐待、保護の怠慢・拒否となっています。

■図表18：児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（全国、神奈川県）



■図表19：児童虐待相談対応件数の推移（内容別）（神奈川県）

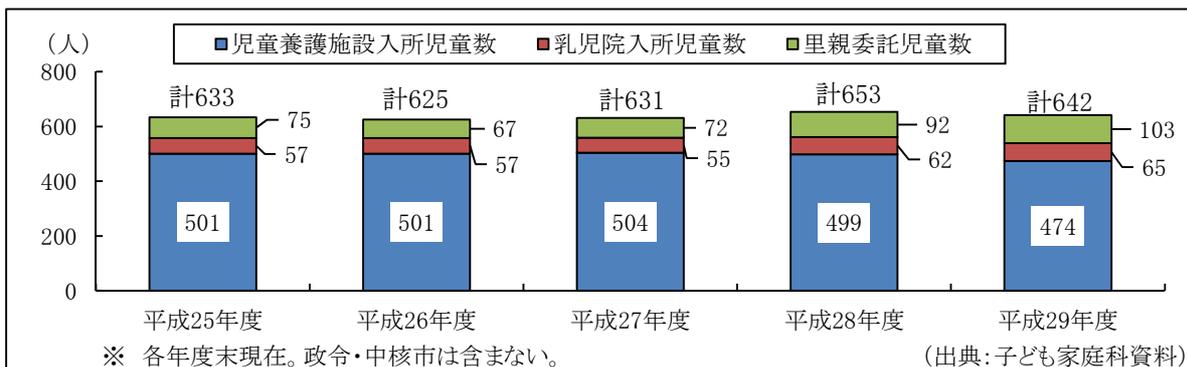
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体的虐待	2,665件 (27.1%)	2,774件 (27.2%)	2,916件 (25.1%)	3,018件 (24.7%)	3,293件 (23.6%)
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	2,459件 (25.0%)	2,436件 (23.9%)	3,077件 (26.5%)	3,099件 (25.4%)	3,165件 (22.7%)
心理的虐待	4,578件 (46.5%)	4,833件 (47.4%)	5,455件 (47.0%)	5,923件 (48.6%)	7,334件 (52.7%)
性的虐待	136件 (1.4%)	147件 (1.4%)	147件 (1.3%)	154件 (1.3%)	136件 (1.0%)
計	9,838件 (100.0%)	10,190件 (100.0%)	11,595件 (100.0%)	12,194件 (100.0%)	13,928件 (100.0%)

※割合は、表示桁数以下の端数処理により合計が100%とならない場合がある (出典：子ども家庭課資料)

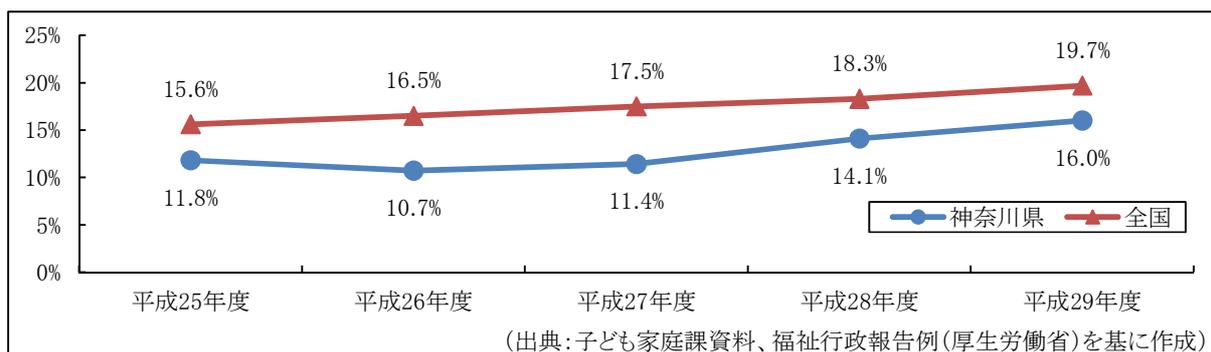
イ 社会的養護

本県における社会的養護を必要とする子どもの数は、650人前後でほぼ横ばいで推移しています。そのうち、里親・ファミリーホームで養育される子どもの割合である里親委託率は、増加傾向にあり、平成29年度は16.0%となっています。

■図表20：社会的養護を必要とする子どもの数の推移（神奈川県）



■ 図表 21：里親委託率の推移（全国、神奈川県）



ウ 子どもの貧困

平成 27 年の日本の子どもの貧困率は 13.9%で、およそ7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以上で暮らしています。また、子どもがいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯）では、大人が2人以上の世帯の貧困率が 10.7%であるのに対して、大人が1人の世帯の貧困率は 50.8%となっています。

なお、平成 27 年の全国の児童のいる世帯の平均稼働所得は 646.9 万円ですが、母子世帯は 213.8 万円となっています。

■ 図表 22：貧困率の推移（全国）

	平成9年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年
相対的貧困率	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.6%
子どもの貧困率	13.4%	14.4%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%
子どもがいる現役世帯	12.2%	13.0%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が1人	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が2人以上	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.6%	10.7%
貧困線	149万円	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円

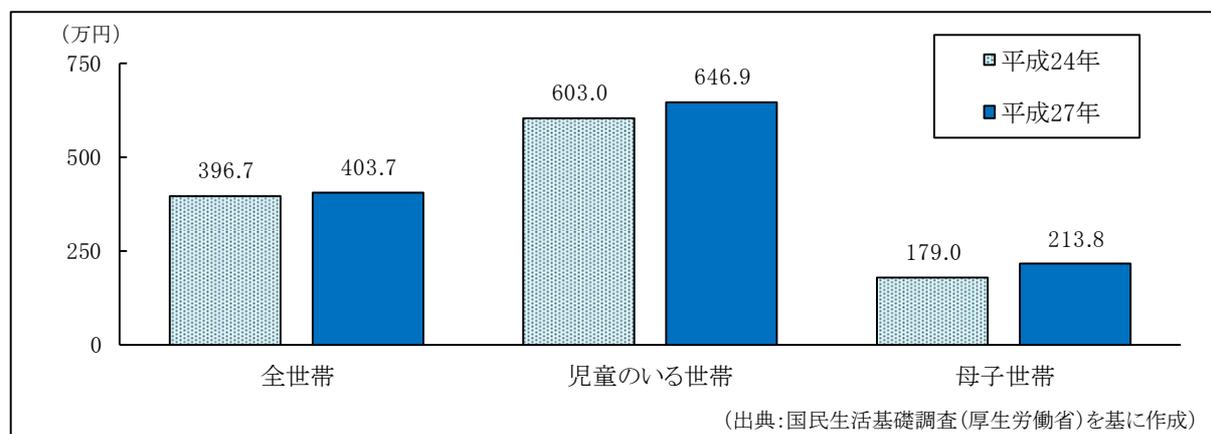
※貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の額

相対的貧困率：貧困線に満たない世帯員の割合

子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合

(出典：国民生活基礎調査(厚生労働省)を基に作成)

■ 図表 23：平均稼働所得の状況（全国）



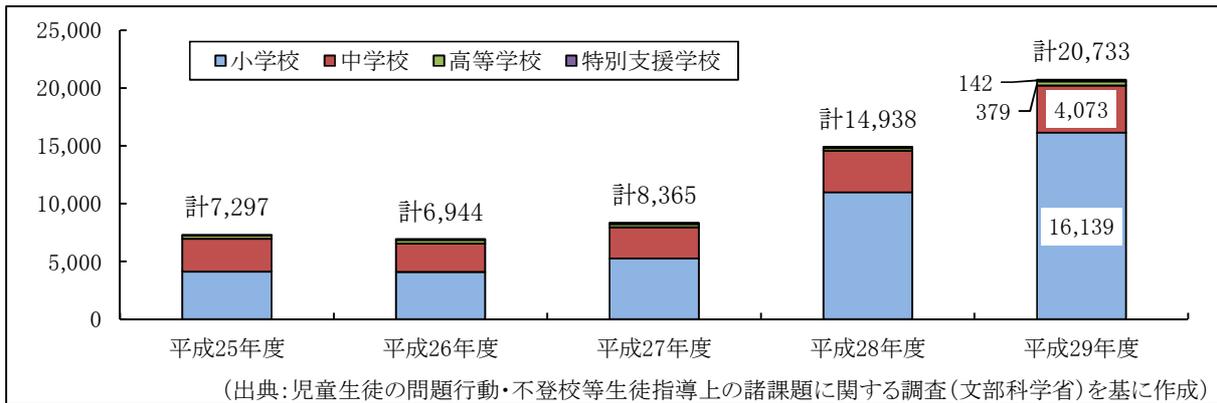
エ いじめ・暴力行為・不登校

県内の平成 29 年度のいじめの認知件数は、前年度比 5,795 件増加の 20,733 件となっています。なお、件数増加の要因としては、各学校による積極的な認知が進んでいること等が考えられます。

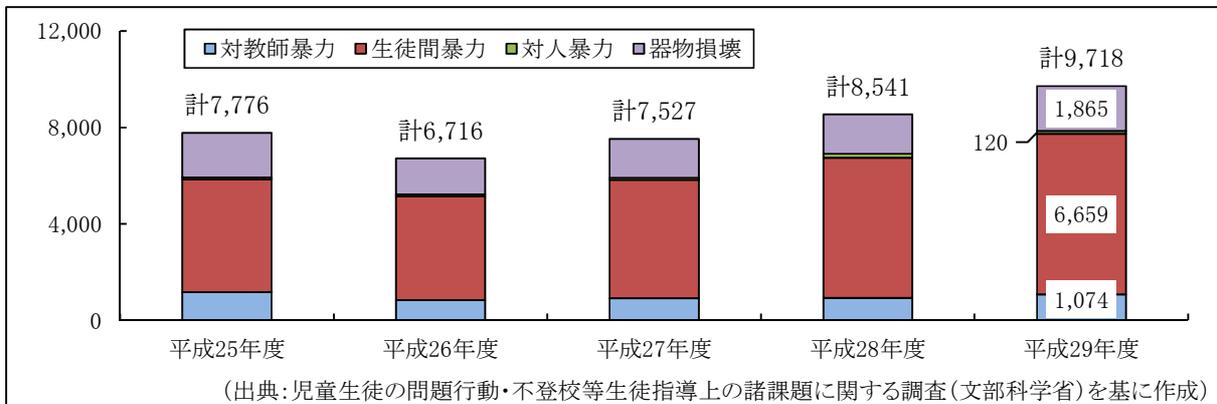
暴力行為の発生件数は、前年度比 1,177 件増加の 9,718 件で、全国で 1 番多い件数となっています。

また、小・中学校の不登校児童・生徒数は、前年度比 1,365 人増加の 12,238 人となっています。

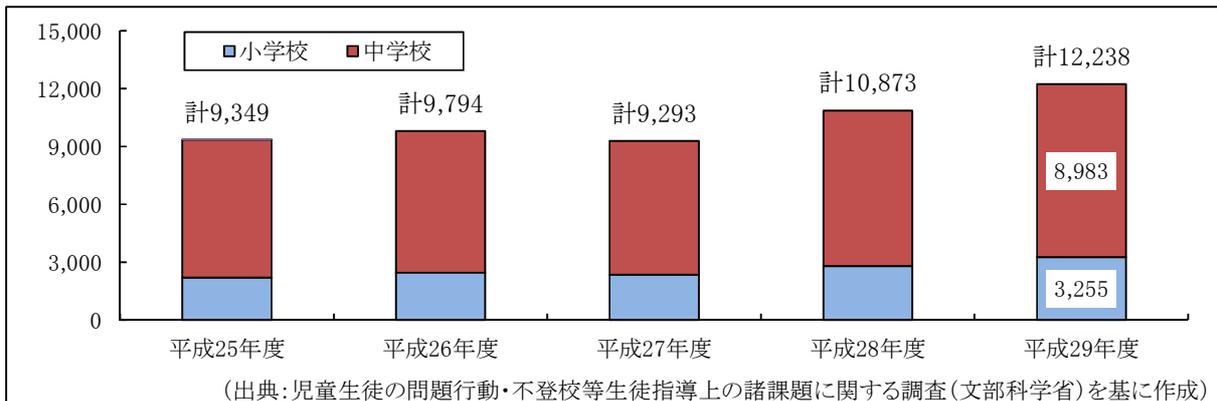
■ 図表 24：いじめの認知件数の推移（神奈川県）



■ 図表 25：暴力行為の発生件数の推移（小・中・高等学校：神奈川県）



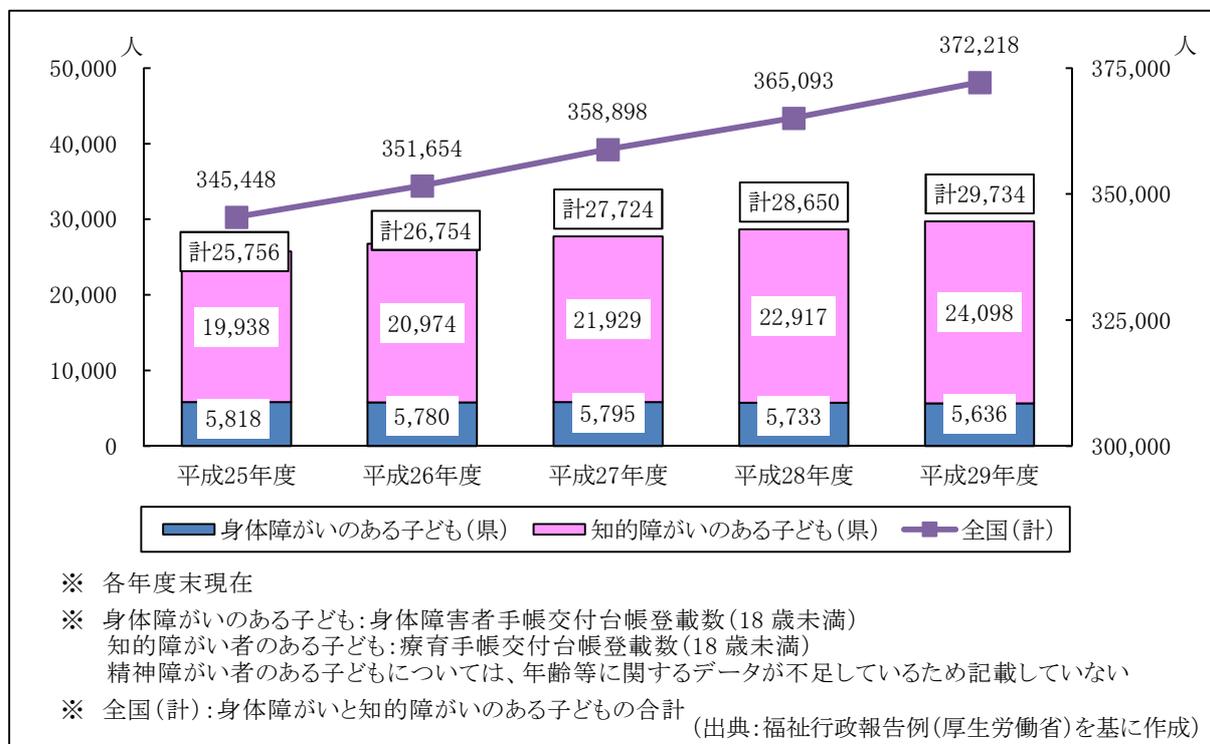
■ 図表 26：不登校児童・生徒数の推移（小・中学校：神奈川県）



オ 障がいのある子ども

県内の障がい（身体障がい及び知的障がい）のある子どもの数は、平成25年度の25,756人に対し、平成29年度は29,734人と増加しています。

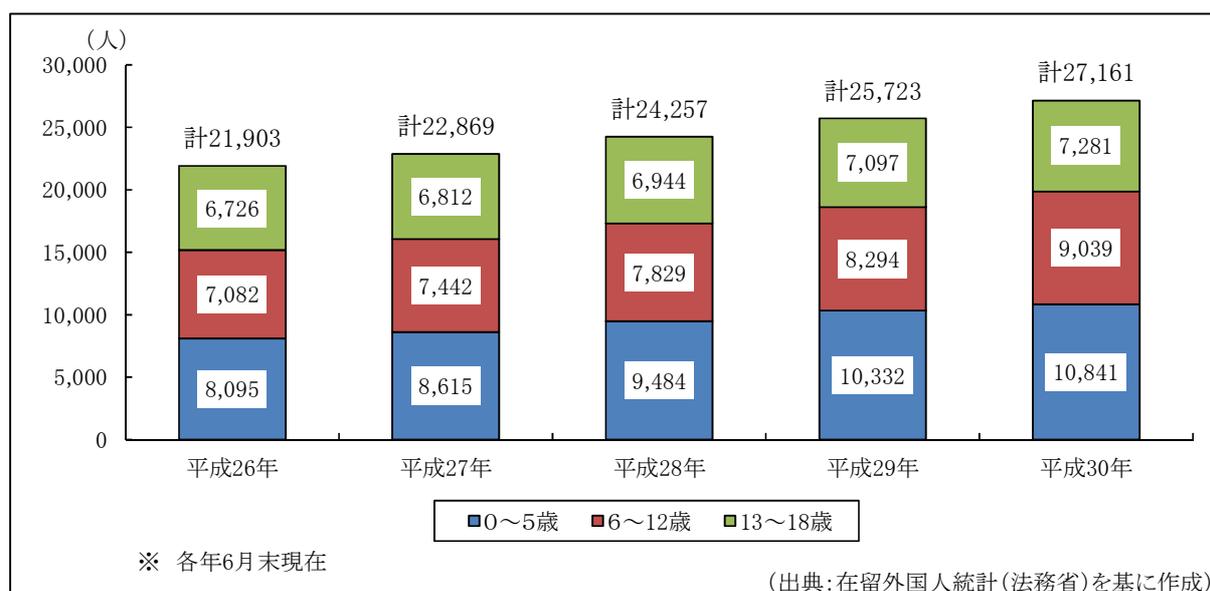
■ 図表 27：障がいのある子ども数の推移（全国、神奈川県）



カ 在留外国人の子ども

県内の在留外国人の子どもの数は増加傾向にあり、0～5歳の就学前児童は、平成26年の8,095人に対し、平成30年には10,841人となっています。

■ 図表 28：在留外国人の子どもの数の推移（神奈川県）

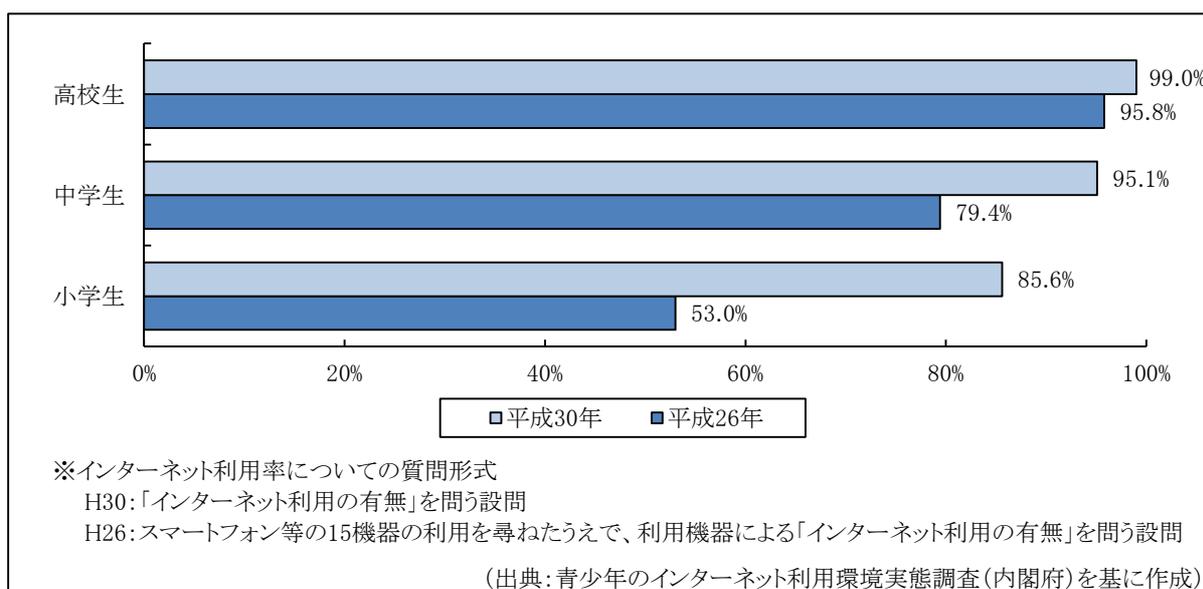


(4) 子どものインターネットの利用状況

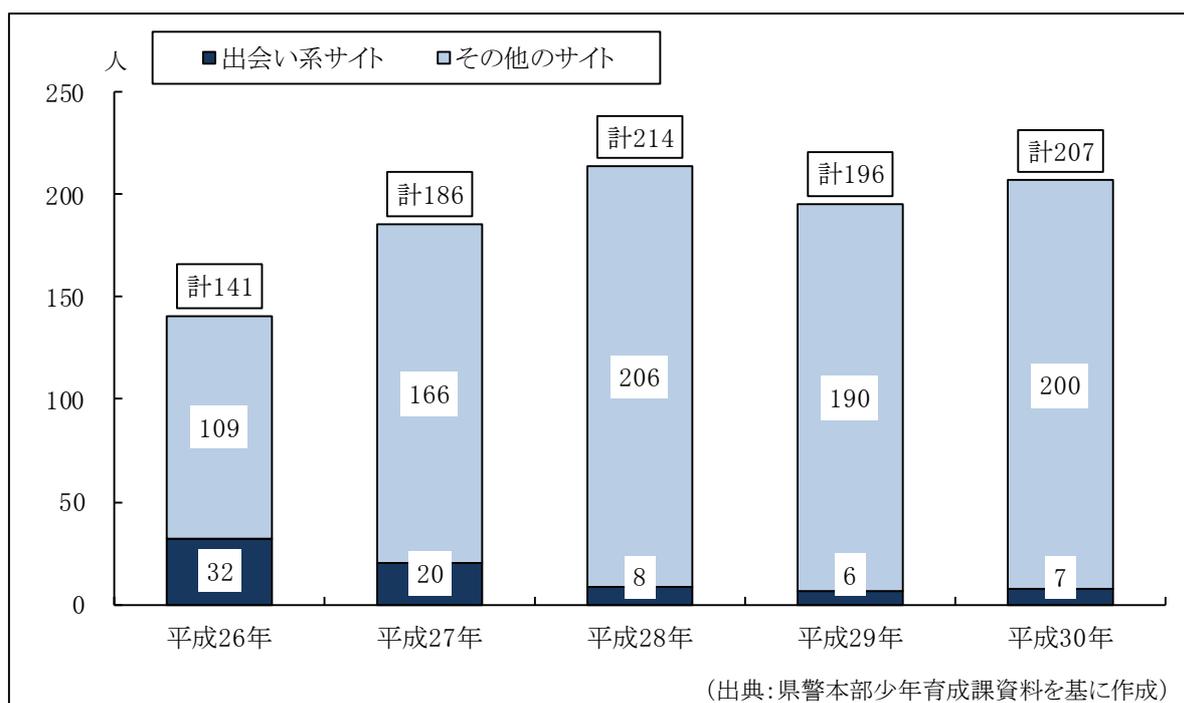
全国の子どものスマートフォン等によるインターネットの利用率は、平成 26 年と平成 30 年を比較すると増加しており、小学生では 53.0%から 85.6%となっています。

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）やゲームサイト等のいわゆるコミュニティサイト等を利用した事件の県内の被害児童は、平成 26 年の 141 人に対し、平成 30 年は 207 人と増加しています。

■ 図表 29：インターネットの利用率（全国）



■ 図表 30：コミュニティサイト等を利用した事件の被害児童（神奈川県）



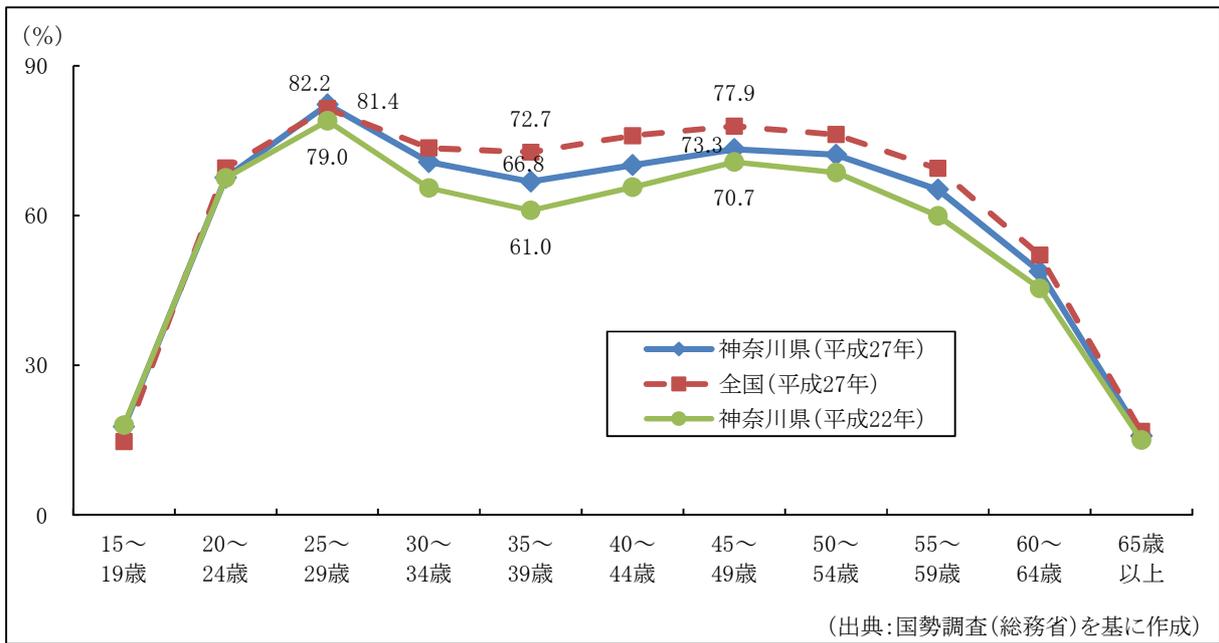
3 仕事と子育ての両立の状況

(1) 女性の就業継続等の状況

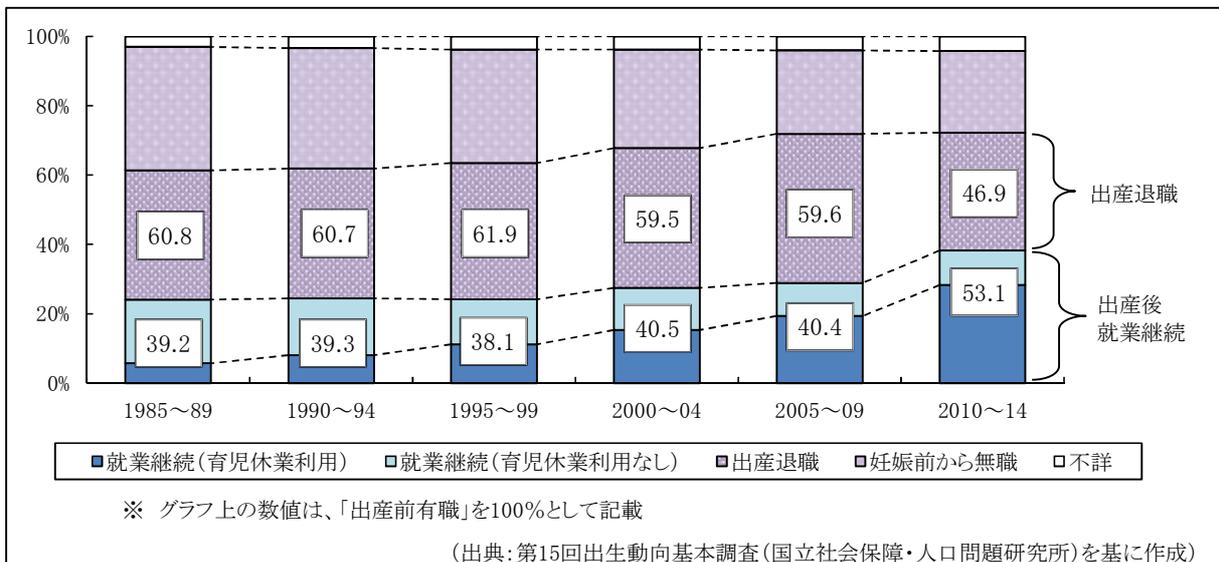
日本の女性の労働力率は、出産・子育て期にあたる30歳代で低下し、その後、再就職することにより上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いていますが、本県のM字カーブは近年改善傾向にあるものの、平成27年では底の値、深さともに全国最下位となっています。

M字カーブの改善にみられるとおり、出産・子育て期にあたる年代の労働力率は増加していますが、依然として約2人に1人が第1子の出産を機に離職しています。

■ 図表 31：女性の年齢階級別労働力率（全国、神奈川県）



■ 図表 32：第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化（全国）

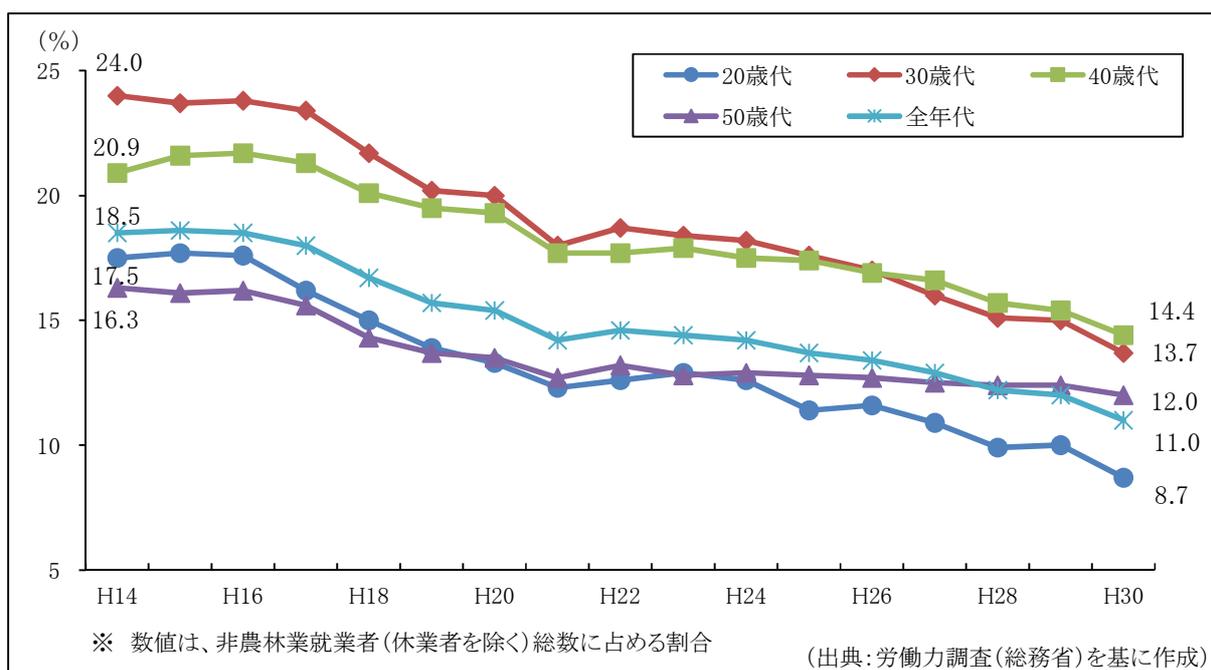


(2) 男性の就業等の状況

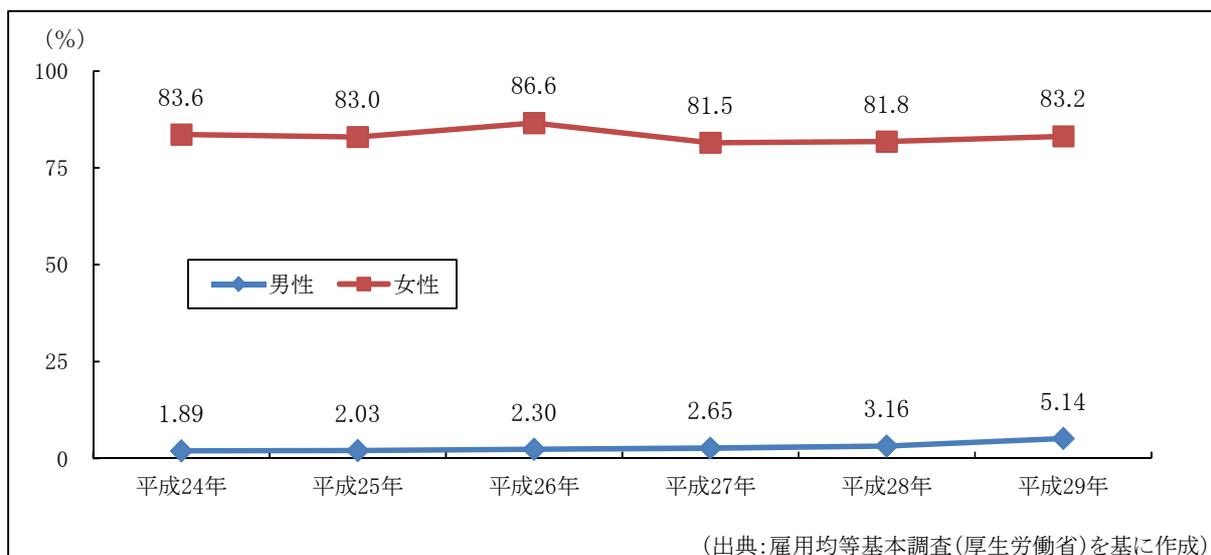
全国の週60時間以上の長時間労働をしている男性の割合は、近年概ね減少傾向にあります。子育て期にある30歳代、40歳代については、平成30年で、それぞれ13.7%、14.4%となっており、他の年齢層に比べて高い水準になっています。

男性の育児休業取得率は、平成24年の1.89%から平成30年には6.16%となり、上昇傾向にあります。女性の取得率と比較すると依然として低水準にあり、男女間で大きな差が生じています。

■ 図表33：就業時間が週60時間以上の男性就業者の割合の推移（全国）



■ 図表34：育児休業取得率の推移（全国）

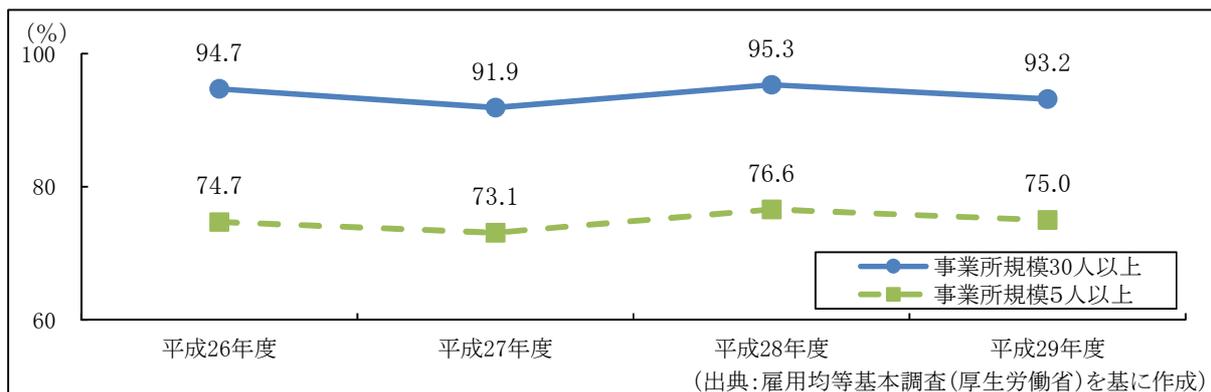


(3) 企業による取組みの状況

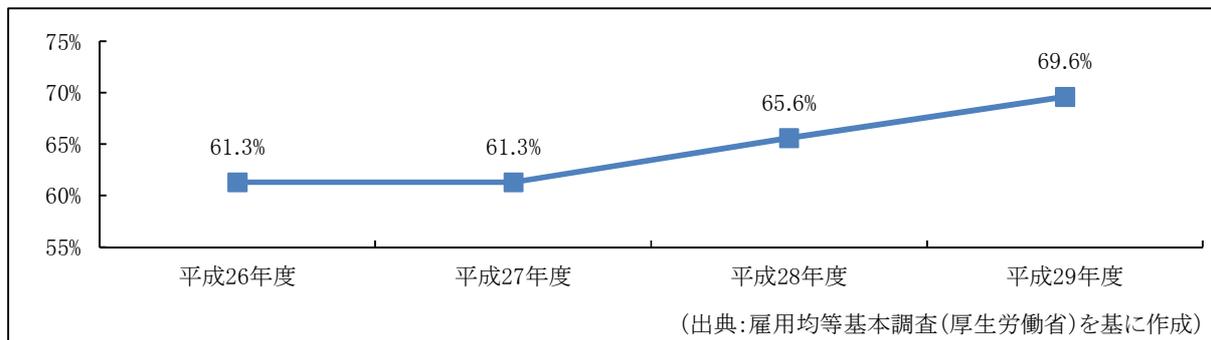
全国における育児休業制度の規定がある事業所の割合は、平成29年度で、事業者規模5人以上では75.0%、事業者規模30人以上では93.2%となっています。

また、育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合は、69.6%となっており、各種制度の導入状況をみると、「短時間勤務制度」、「所定外労働の制限」、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」の順で多くなっています。

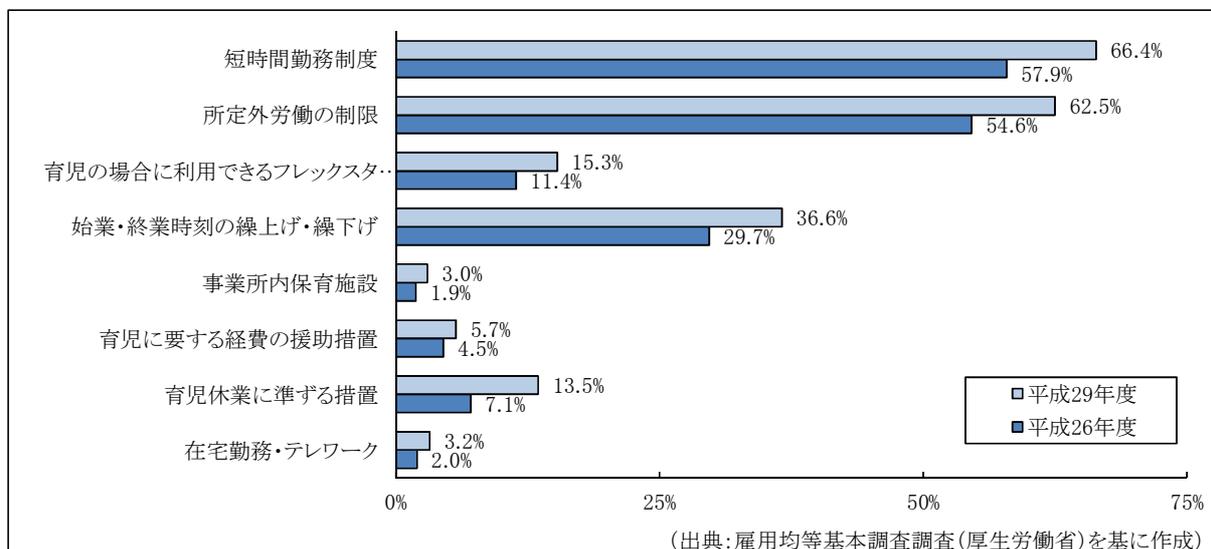
■ 図表35：育児休業制度の規定がある事業所の割合（全国）



■ 図表36：育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合（全国）



■ 図表37：育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況（全国）



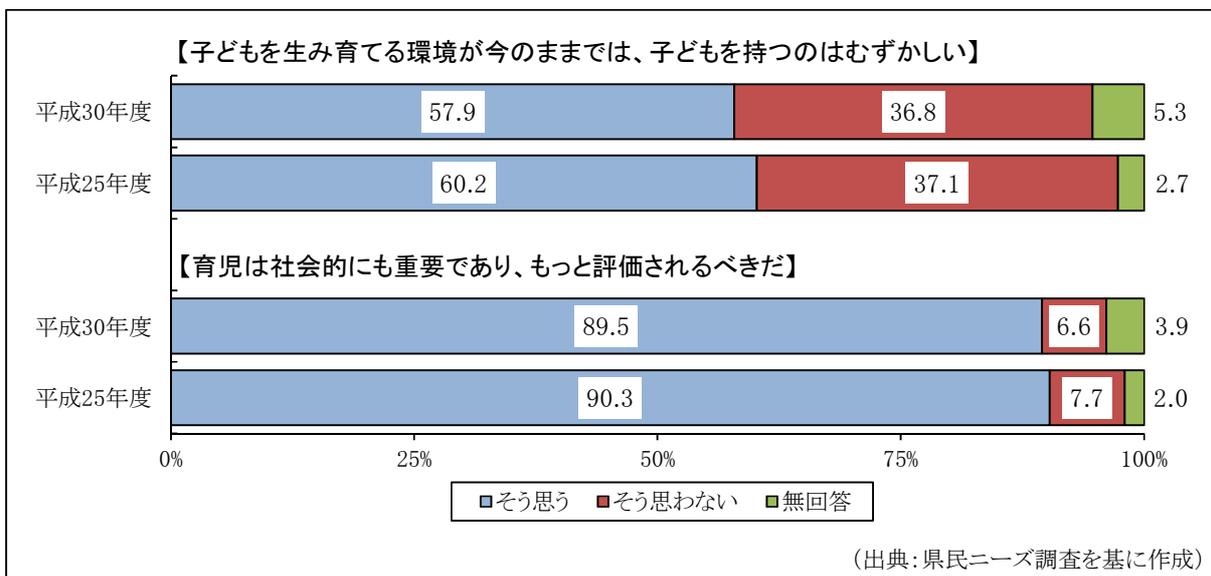
4 子育てをめぐる県民の意識

(1) 県民ニーズ調査（基本調査）

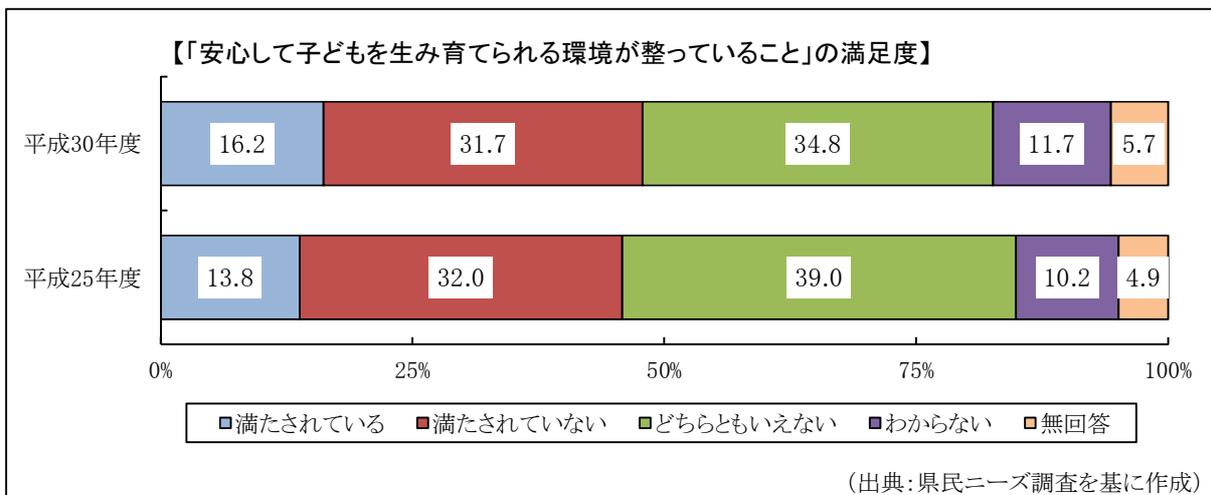
県民の生活意識やくらしの満足度を調査している県民ニーズ調査（基本調査）によると、約6割の方が「子どもを育てる環境が今のままでは、子どもを持つのはむずかしい」と考えているとともに、約9割の方が「育児は社会的にも重要であり、もっと評価されるべきだ」と考えています。

また、「安心して子どもを育てられる環境が整っていること」の満足度では、「満たされている」と回答した方は2割を下回っています。

■ 図表 38： 県民ニーズ調査（生活意識）



■ 図表 39： 県民ニーズ調査（くらしの満足度）

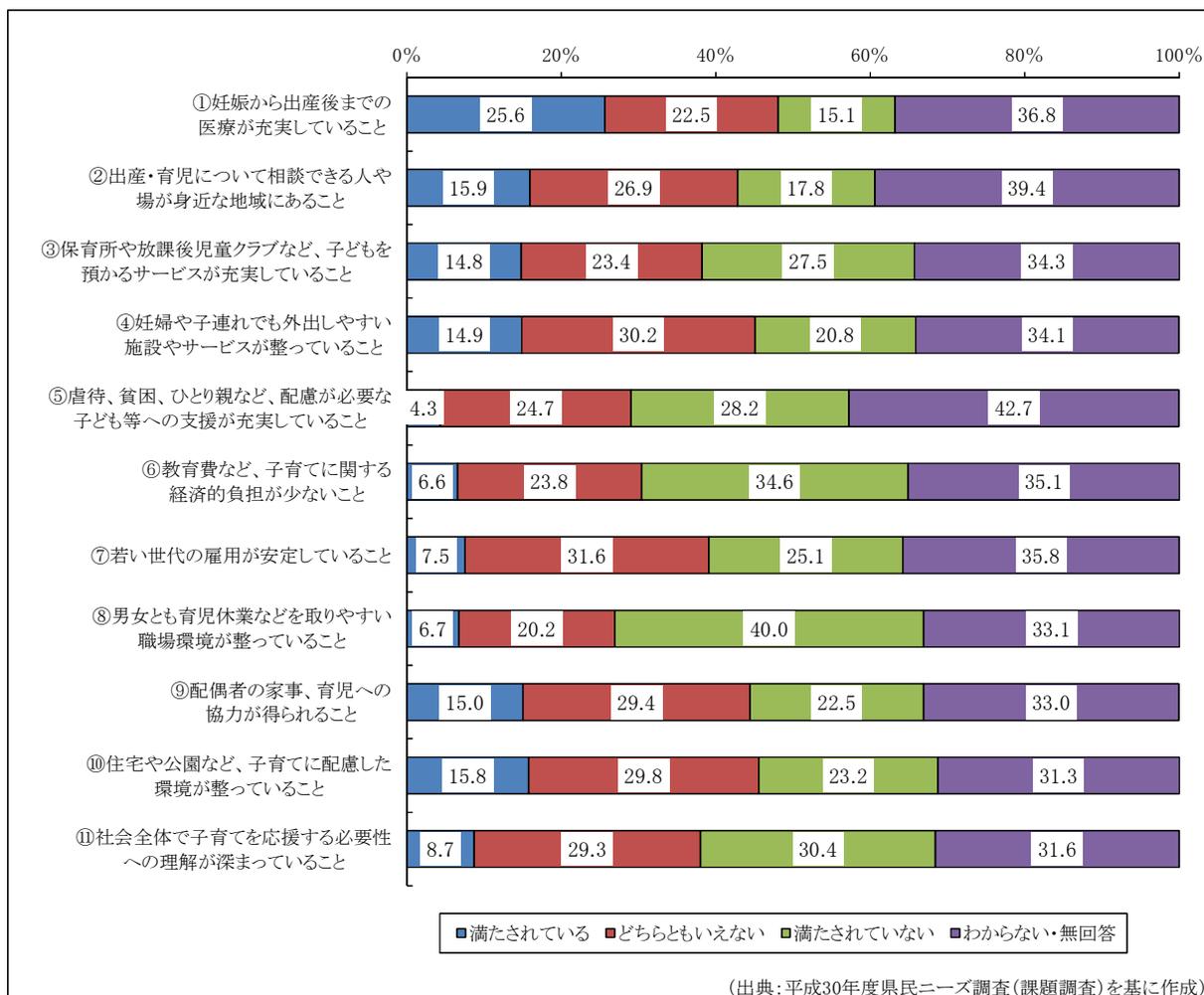


(2) 県民ニーズ調査（課題調査）

「安心して子どもを生み育てられる環境の整備」に関する11項目の重要度と満足度を尋ねた平成30年度の県民ニーズ調査（課題調査）をみると、「満たされていない」という回答が最も多かったのは、「育児休業などを取りやすい職場環境」（40.0%）となり、次いで、「教育費など、子育てに関する経済的負担」（34.6%）、「社会全体で子育てを応援する必要性への理解」（30.4%）となっています。

また、虐待や貧困など、「配慮が必要な子ども等への支援」に対する満足度も低い結果（「満たされている」が4.3%）となっています。

■ 図表40：「安心して子どもを生み育てられる環境の整備」に関する満足度



Ⅱ 計画の基本理念等

ここでは、子ども・子育て支援を推進するに当たっての基本理念や目指す姿などを明らかにします。

「Ⅰ」に記載したとおり、本県の子ども・子育てを取り巻く環境を見ると、待機児童の発生や子育ての孤立化、児童虐待、子どもの貧困など、厳しい状況が続いており、引き続き、家庭環境や国籍の違い、障がいの有無などにかかわらず、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組みが求められています。

そのためには、経済的な環境やライフスタイル等の違いにかかわらず、すべての保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、安心して子どもを育てられる環境の整備を進めていく必要があります。

また、県民ニーズ調査の結果などを見ると、仕事と子育てのある生活との両立や、子育て家庭の経済的負担の軽減など、社会全体が子育てを応援する必要性を理解して、子どもと子育て家庭を支援するしこみを充実していくことが求められています。

さらに、虐待やいじめ、貧困など、様々な困難に直面する子どもたちへの支援が不十分であることが、「安心して子どもを育てられる環境」に対する県民の満足度を低下させる要因となっていることから、誰一人取り残さず、すべての子どもが幸せを感じられる社会の実現が求められています。

こうしたことを踏まえ、以下のとおり、子ども・子育て支援を推進するに当たっての基本理念や目指す姿を定めました。

1 基本理念

すべての子どもに笑いがあふれ、
幸福で健やかに成長できる社会の実現をめざします

2 目指す姿

1

すべての子どもが、自らそれぞれの個性や能力を伸ばし、健やかに成長できる社会

2

すべての保護者が、子育てに喜びや生きがいを感じ、安心して子どもを生き育てることができる社会

3

地域社会のすべての構成員が、子どもの育ちや子育ての重要性に対する関心と理解を深め、子どもと子育て家庭を応援する社会

3 基本的視点

目指す姿の実現のため、「子どもが生きる力」「保護者が育てる力」「社会全体が支える力」の3つの力を充実・強化します。

「子どもが生きる力」
を伸ばすために

「保護者が育てる力」
を発揮するために

「社会全体が支える力」
を大きくするために

子どもは、社会の希望であり、未来の宝です。

すべての子どもが、温かく見守られ、自らそれぞれの個性を生かし、可能性を十分に開花させて、自立した人間に成長することは社会全体の願いです。

子どもが健やかに成長するためには、保護者が子育ての喜びや生きがいを感じながら安心して子どもを生み育てることができるよう、社会全体で子育てを応援していくことが必要です。

そこで、本計画では、子どもの幸せと健やかな育ちを第一に考えることを基本とし、誰一人取り残されない、すべての子どもに笑いがあふれる社会の実現を目指します。

1

○ すべての子どもが幸福で健やかに成長するためには、子どもたちが生まれ育った環境、国籍、障がいなどの違いにかかわらず、一人ひとりがかけがえのない個性のある存在として認められるとともに、子どもが自己肯定感を持って育まれることが重要です。

○ そこで、子どもが、それぞれの個性や能力を伸ばし、自立した人間として健やかに成長する社会を目指します。

2

○ 保護者が、子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動し、親として成長するという喜びを持って子どもを生み育てるためには、子育てに対する不安や負担を軽減し、子育てに希望を持てる環境の整備が必要です。

○ そこで、保護者の就労の状況にかかわらず、保護者の多様な選択肢を支援し、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現を目指します。

3

○ 子どもや子育て家庭への支援は、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、未来の地域社会のための基盤づくりとして重要な意義があることを踏まえ、社会全体で推進する必要があります。

○ そこで、県民、事業者、子育て支援団体など地域社会のすべての構成員が、子育て支援の重要性を理解し、子どもと子育て家庭を応援する社会の実現を目指します。

目指す姿の実現に向けた具体的な施策展開に当たっての基本的な視点を、「3つの力」から設定しました。

4 施策体系

(1) 施策展開の基本的視点と方向性

目指す姿の実現のため、「子どもが生きる力」「保護者が育てる力」「社会全体が支える力」の3つの力を充実・強化します。

基本的視点	施策展開の方向性
<p>「子どもが生きる力」を伸ばすために</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが健やかに自立した人間に育つための教育等の充実や若者の自立支援に取り組みます。 ○ 子どもが安全で健全に育まれる社会環境等の整備を推進します。 ○ すべての子どもが、生まれ育った環境等に左右されず、健やかに成長するための支援を強化します。
<p>「保護者が育てる力」を発揮するために</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠・出産・子育てに関する多様な選択を支援する取組みを推進します。 ○ 子育てしやすい、安全・安心な環境づくりを推進します。
<p>「社会全体が支える力」を大きくするために</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会全体が子どもや子育て家庭を応援する機運の醸成を図ります。 ○ 地域における子ども・子育て支援の充実を推進します。 ○ 仕事と子育てのある生活との両立に向けた取組みを推進します。

(2) 施策体系図

